

山梨県公報

第二千二百九十六号

平成二十五年

一月四日

月 曜 日

目次

告示

道路の供用開始(二件).....	四七
道路の区域変更(三件).....	四七
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	四八
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定.....	四八
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(三件).....	四九
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	五〇
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正.....	五〇

告示

山梨県告示第三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年二月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	深沢等々力線	甲州市勝沼町深沢字高尾向三三三九番の二地先から甲州市勝沼町深沢字高尾向下官有無番地先まで	一七・〇	平成二十五年二月四日

山梨県告示第三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年二月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	一四〇号	山梨市万力字原ノ前八一番の一地先から山梨市落合字百十所一番の七地先まで	一七九・八	平成二十五年二月四日

山梨県告示第三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年二月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	旧	新	旧
山梨市万力字原ノ前八一番の三地先から山梨市万力字原ノ前八一番の一地先まで	九・八	九・六	一九・三

山梨県告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年二月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山停車場大菩薩嶺線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
甲州市塩山上粟生野字上ノ原五二九番の一 地先から 甲州市塩山上粟生野字上ノ原五二九番の三 地先まで	一〇・〇 一〇・七	一〇・二 一六・七		二八・八 二八・八

山梨県告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年二月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
山梨市万力字足原田一一二九番の一 地先から	一一・五 四一・四			六八・〇

山梨市万力字足原田一〇一七番の一
地先まで

新	旧
一三・〇 四一・四	六八・〇

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年二月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年一月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人富士五湖スケートクラブ
- 2 代表者の氏名 渡邊 淳
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡西桂町小沼千六百七十八番地二
- 4 定款に記載された目的
 この法人は、地域住民及び近隣他地域のあらゆる方に対して、スケートを楽しむ場の提供、スポーツ及びレジャーとしてのスケート文化を普及・推進する活動を行い、併せてスケートを通じた青少年の健全育成や地域貢献、寒冷地ならではの魅力づくり、子どもから大人まで気軽にスケートを楽しめる文化や場所を後世に残すこと、スケートを通じた地域経済や地域文化の発展に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十五年一月二十九日から同年三月二十八日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。

平成二十五年二月四日

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	所在地	介護保険 事業所番号	サービスの種類	指定年月日

ケアビズ富竹 訪問看護リハ ピリステーシ	山梨県甲府市 富竹一丁目二 番十一号	一九六〇一九 〇二〇三	介護予防訪問看護 訪問看護	平成二十五年 一月十日
アーく居宅介 護支援事業所	山梨県甲府市 富竹一丁目三 番十三号	一九四〇一一 三九二九	介護予防福祉用具貸 与 福祉用具貸与 特定介護予防福祉用 具販売 特定福祉用 具販売 居宅介護支 援	平成二十五年 一月七日
サンクール石 和訪問介護事 業所	山梨県笛吹市 石和町松本四 百十六番地一	一九七一一八〇 〇七九〇	介護予防訪問介護 訪問介護	
ケアビズ居宅 介護支援事業 所	山梨県中巨摩 郡昭和町西条 五千一番地三 井ビル二のE 号室	一九七〇八〇 一一二〇	居宅介護支援	
指定居宅介護 支援事業所真 心	山梨県甲府市 国玉町七百五 十四番地サン ハウス落合二 階	一九七〇一〇 三六三四	居宅介護支援	
かじかナース ステーション	山梨県南巨摩 郡身延町身延 三千六百三十 七番地	一九六〇七九 〇〇六九	介護予防居宅療養管 理指導 居宅療養管 理指導	平成二十五年 一月一日
リハビリオー シスデイサー ビスなんぶ	山梨県南巨摩 郡南部町南部 九千四百三十 八番地	一九七〇七〇 一一一三	介護予防通所介護 通所介護	平成二十四年 十二月二十八 日

ヨ ン	デイサービス センタークリ ーム	山梨県甲府市 德行一丁目三 番二十二号	一九七〇一〇 三五四三	居宅介護支援	
サテライト特 養尚古園	山梨県甲府市 中央一丁目十 六番二号	一九七〇一〇 三六二六	介護予防短期入所生 活介護 短期入所生 活介護	平成二十五年 一月十七日	
絆花鳥の家指 定通所介護事 業所	山梨県笛吹市 八代町竹居千 二百三十五番 地一	一九七一一八〇 〇八〇八	介護予防通所介護 通所介護		

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十五年二月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年一月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社若狭工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町市部百三十四番地
 - 3 代表者の氏名 若狭正
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二四）第二二八〇号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装
仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年十二月二十五日付けで四に掲げる建設業を
廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

一〇七	市道	中央市布施一、五六七番地先(田富中学校南西角交差点東側丁字路交差点)から中央市布施一、八四一番地先(田富東ランプ交差点東側丁字路交差点)までの間(一、〇八〇メートル)	車両(軽車両を除く)	日曜、休日を除く七時から九時まで	南甲府	平成二五年二月四日 告示第一三三号
一〇七	町道	中巨摩郡田富町布施一、五六七番地先(土橋方)から中巨摩郡田富町布施一、八六六番地先(越水方)まで(一、二〇〇メートル)	車両(自転車を除く)	日曜、休日を除く七時から九時まで	南甲府	四九・四・一一六号
一六二	石和温泉停車場松本線との十字路交差点)	笛吹市石和町駅前一九番地五先(県道石和温泉停車場線と県道石和温泉停車場松本線との十字路交差点)	石和温泉駅前	平成二五年二月四日 告示第一三三号		
一六二	石和温泉駅前	笛吹市石和町松本一七七番地一先(県道石和温泉停車場線と県道石和温泉停車場松本線との十字路交差点)	石和温泉駅前	平成一八年六月二日 告示第六〇号		

に改める。
別表第三中

七二二	市道	甲斐市竜王六三三番地五先(竜王北小学校北東側丁字路交差点)から甲斐市竜王五五二番地先(竜王北小学校グラウンド南西側丁字路交差点)までの間(二九〇メートル)	車両(軽車両を除く)	午前七時三〇分から午前八時三〇分まで	葦崎	平成二五年二月四日 告示第一三三号
七二一	甲府駅周辺土地区画整理七号線	甲府市北口二丁目一番先(主要地方道甲府山梨線(武田通り)と市道との十字路交差点)から甲府市北口二丁目一〇番二号先(県立図書館南西角丁字路交差点)まで(九〇メートル)	車両(大型自動車、中型自動車)	終日	甲府	平成二四年一月二二日 告示第一二五号
七二一	甲府駅周辺土地区画整理七号線	甲府市北口二丁目一番先(主要地方道甲府山梨線(武田通り)と市道との十字路交差点)から甲府市北口二丁目一〇番二号先(県立図書館南西角丁字路交差点)まで(九〇メートル)	車両(大型自動車、中型自動車)	終日	甲府	平成二四年一月二二日 告示第一二五号
七二一	甲府駅周辺土地区画整理七号線	甲府市北口二丁目一番先(主要地方道甲府山梨線(武田通り)と市道との十字路交差点)から甲府市北口二丁目一〇番二号先(県立図書館南西角丁字路交差点)まで(九〇メートル)	車両(大型自動車、中型自動車)	終日	甲府	平成二四年一月二二日 告示第一二五号

七二六	市道	甲斐市竜王四一七番地先(竜王北中学校北東側丁字路交差点)から甲斐市竜王四一〇番地一先(変則十字路交差点)までの間(九五メートル)	車両(軽車両を除く)	午前七時三〇分から午前八時三〇分まで	葦崎	平成二五年二月四日 告示第一三三号
七二五	市道	甲斐市竜王四六〇番地先(竜王北中学校グラウンド南東側丁字路交差点)から甲斐市竜王三九九番地六先(竜王北中学校北西側丁字路交差点)までの間(三三〇メートル)	車両(軽車両を除く)	午前七時三〇分から午前八時三〇分まで	葦崎	平成二五年二月四日 告示第一三三号
七二四	市道	甲斐市竜王五三一番地先(JR中央本線カルバートボックス南側)から甲斐市竜王四一〇番地一先(変則十字路交差点)までの間(四〇〇メートル)	車両(軽車両を除く)	午前七時三〇分から午前八時三〇分まで	葦崎	平成二五年二月四日 告示第一三三号
七二三	市道	甲斐市竜王六三二番地二三先(竜王北小学校グラウンド南東側丁字路交差点)から甲斐市竜王四六〇番地先(竜王北中学校グラウンド南側丁字路交差点)までの間(三八〇メートル)	車両(軽車両を除く)	午前七時三〇分から午前八時三〇分まで	葦崎	平成二五年二月四日 告示第一三三号

五三六	市道一 号線	笛吹市石和町駅前一九番地二先(石和温泉駅前ロータリー)(九〇メートル)	車両	車両進行 ロータリー 内北側 中央から ロータリー	笛吹	平成二五年二月四日 告示第一三三号
五三五	市道一 号線	笛吹市石和町駅前一九番地三先(石和温泉駅前ロータリー)(一一〇メートル)	車両	車両進行 ロータリー 入口から ロータリー 内西側 側を時計 回り終日	笛吹	平成二五年二月四日 告示第一三三号
五三六	市道一 号線	笛吹市石和町松本一七番地一先(石和温泉駅前広場)(九〇メートル)	車両	車両進行 ロータリー 内北側 中央から ロータリー 内東側 側を時計 回り終日	笛吹	平成二〇年五月八日 告示第五八号
五三五	市道一 号線	笛吹市石和町松本一七番地八先(石和温泉駅前広場)(一一〇メートル)	車両	車両進行 ロータリー 入口から ロータリー 内西側 側を時計 回り終日	笛吹	平成二〇年五月八日 告示第五八号

に改める。
別表第五中

五九〇	市道 富二〇 二九号 線	中央市東花輪五八二番 地一先（JR東花輪 駅前ロータリー入口） （三〇メートル）	車両	車両進行 ロータリー入口からロータリー内東側を時計回り終日	南甲府	平成二五年二月四日 告示第一三三号
五八九	国道二〇号下り線分岐路	甲斐市下今井三、四八〇番地二先（国道二〇号下り線分岐路入口）から甲斐市下今井六四七番地一先（国道二〇号下り線分岐路出口）まで（三〇〇メートル）	車両	車両進行 南から北へ終日	葦崎	平成二四年一月二二日 告示第一二五号

を

五八九	国道二〇号下り線分岐路	甲斐市下今井三、四八〇番地二先（国道二〇号下り線分岐路入口）から甲斐市下今井六四七番地一先（国道二〇号下り線分岐路出口）まで（三〇〇メートル）	車両	車両進行 南から北へ終日	葦崎	平成二四年一月二二日 告示第一二五号
-----	-------------	---	----	-----------------	----	-----------------------

に

				内東側を時計回り終日		
--	--	--	--	------------	--	--

を

二〇四	市道	笛吹市石和町駅前一五番地一先（市道同士の丁字路交差点）	西進する車両（軽車） 道・沿道家屋関係車両を除く）	日曜・休日を除く七時から九時まで及び一四時から一六時まで	笛吹	平成二五年二月四日 告示第一三三号
二〇五	市道	笛吹市石和町駅前一四番地六先（市道同	北進する車両	日曜・休日	笛吹	平成二五年二月四日

二〇四	町道	東八代郡石和町松本二二番地の四先（ホテルやまなみ北側）	西進する車両（軽車） 道・沿道家屋関係車両を除く）	日曜・休日を除く七時から九時まで及び一四時から一六時まで	石和	平成一六年二月二三日 告示第一二二号
二〇五	町道	東八代郡石和町松本一、二二番地の三先（ファッションセンターしまむら石和店西側）	北進する車両（軽車） 道・沿道家屋関係車両を除く）	日曜・休日を除く七時から九時まで及び一四時から一六時まで	石和	平成一六年二月二三日 告示第一二二号

四、二〇四	県道石和温泉停車場線	笛吹市石和町駅前一六番地六先（石和温泉駅前交差点北側十字路口交差点）	一	笛吹	平成二十五年二月四日 告示第一三三号
	停車場線				告示第一三三号

四、二三七	町道	東八代郡石和町松本二二三番地先（サテイ石和店駐車場北西角交差点）	一	石和	平九・七・二四 告示 第二七号
-------	----	----------------------------------	---	----	-----------------------

四、二三七	市道	笛吹市石和町駅前一六番地一先（石和温泉駅前公園南西側丁字路交差点）	一	笛吹	平成二十五年二月四日 告示第一三三号
-------	----	-----------------------------------	---	----	-----------------------

五、一二六	市道	笛吹市石和町松本一、四〇九番地の五先（労報橋北交差点）	一	笛吹	平成一七年四月二八日 告示第三七号
-------	----	-----------------------------	---	----	----------------------

五、一二六	市道	笛吹市石和町駅前一〇番地四先（労報橋北交差点）	一	笛吹	平成二十五年二月四日 告示第一三三号
-------	----	-------------------------	---	----	-----------------------

五、一三六	市道五四〇号線（石	笛吹市石和町松本一、〇五六番地先（コミュニティー道路西側広場交差点）	三	笛吹	平成一七年六月一六日 告示第五五号
-------	-----------	------------------------------------	---	----	----------------------

五、一三七	市道	和地内 笛吹市石和町松本一、一〇四番地先（丁字路交差点）	一	笛吹	平成二二年七月五日 告示第六六号
-------	----	---------------------------------	---	----	---------------------

五、一三六	市道五四〇号線	笛吹市石和町駅前六番地一先（コミュニティー道路西側広場丁字路交差点）	三	笛吹	平成二十五年二月四日 告示第一三三号
五、一三七	市道	笛吹市石和町駅前六番地九先（労報橋北西側丁字路交差点）	二	笛吹	平成二十五年二月四日 告示第一三三号

五、一五八	市道（石和温泉駅前区画道路二号线）	笛吹市石和町松本一七一番地一先	一	笛吹	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
五、一五九	市道（石和温泉駅前区画道路四号线）	笛吹市石和町松本一、〇六七番地二先	一	笛吹	平成一七年二月一日 告示第一〇五号

五、一五八	市道（石和温泉駅前区画道路二号线）	笛吹市石和町駅前三番地三先（石和温泉駅前交差点東側丁字路）	一	笛吹	平成二十五年二月四日
-------	-------------------	-------------------------------	---	----	------------

	五、一五九 市道（ 石和温 泉駅前 区画道 路四号 線）	泉駅前 区画道 路二号 線） 交差点） 笛吹市石和町駅前八番地一先 （県道下神内川石和温泉停車場 線と市道との丁字路交差点）		一 笛吹 平成二五年二月 四日 告示第一三号		五、一六六 県道石 和温泉 停車場 線	県道石 和温泉 停車場 線 先（石和温泉駅前交差点）	三 笛吹	平成一八年六月 二二日 告示第六〇号		五、一六六 県道石 和温泉 停車場 線	県道石 和温泉 停車場 線 笛吹市石和町駅前一九番地五先 （石和温泉駅前交差点）	三 笛吹	平成二五年二月 四日 告示第一三号		五、三四一 市道	市道 笛吹市石和町松本一、一一八番 地先（丁字路交差点）	二 笛吹	平成二三年七月 五日 告示第六六号		五、三四一 市道	市道 笛吹市石和町駅前六番地一四先 （コミュニティー道路南側丁字 路交差点）	二 笛吹	平成二五年二月 四日 告示第一三号
--	--	---	--	------------------------------------	--	---------------------------------	--	---------	--------------------------	--	---------------------------------	---	---------	-------------------------	--	-------------	------------------------------------	---------	-------------------------	--	-------------	---	---------	-------------------------

	五、四二二 市道	中央市下河東三、〇四〇番地五 先（市道同士の十字路交差点）	一 南甲 府	平成二四年一〇 月一日 告示第一〇六号	五、四二二 市道	市道	中央市下河東一、八五一番地一 先（市道同士の十字路交差点）	一 南甲 府	平成二五年二月 四日 告示第一三号	五、四一九 主要地 方道甲 府山梨 線（八 幡バイ パス） 市道	主要地 方道甲 府山梨 線（八 幡バイ パス） 市道	山梨市市川一、二二六番地一先 （主要地方道甲府山梨線と市道 との十字路交差点）	四 日下 部	平成二四年一 月二二日 告示第一二五号	五、四一九 主要地 方道甲 府山梨 線（八 幡バイ パス） 市道	主要地 方道甲 府山梨 線（八 幡バイ パス） 市道	山梨市市川一、二二六番地一先 （主要地方道甲府山梨線と市道 との十字路交差点）	四 日下 部	平成二四年一 月二二日 告示第一二五号	五、四二〇 主要地 方道 嶺南ア ルプス 中央線	主要地 方道 嶺南ア ルプス 中央線	南アルプス市飯野新田一、三四 六番地先（主要地方道嶺南ア ルプス中央線と市道との三差路 交差点）	一 南ア ルプ ス	平成二五年二月 四日 告示第一三号
--	-------------	----------------------------------	--------------	---------------------------	-------------	----	----------------------------------	--------------	-------------------------	---	--	---	--------------	---------------------------	---	--	---	--------------	---------------------------	---	--------------------------------	---	--------------------	-------------------------

に改める。
別表第十四中

五、四二二	主要地 方道白 井甲州 線	笛吹市一宮町狐新居二二七番地 一先(主要地方道白井甲州線と 市道との丁字路交差点)	一	笛吹	平成二五年二月 四日 告示第一三三号
五、四三二	市道	笛吹市石和町駅前六番地七先(コ ミュニティー道路東側丁字路 交差点)	二	笛吹	平成二五年二月 四日 告示第一三三号
五、四三三	市道	笛吹市石和町駅前一五番地一先 (市道同士の丁字路交差点)	一	笛吹	平成二五年二月 四日 告示第一三三号

二一九	県道 石和停 車場線	東八代郡石和町市 部一、一〇番地 先(東電営業所) から東八代郡石和 町松本一七七番地 の三先(若美屋み やげ品店)まで	八〇〇	高速車 中速車	四十	石和	五〇・二 七号
-----	------------------	--	-----	------------	----	----	------------

二一九	県道石 和温泉 停車場 線	笛吹市石和町市部 一、一一番地先 (石和温泉入口交 差点)から笛吹市 石和町駅前一九番 地五先(石和温泉 駅前交差点)まで の両側	八〇〇	車両(原付・ けん引を 除く。)	四〇	笛吹	平成二五 年二月四 日 告示第一 三三三号
-----	------------------------	--	-----	------------------------	----	----	-----------------------------------

三七四	市道 日向町 線	甲府市北口二丁目 一五番一先(鈴木 幾蔵方)から甲 府市北口二丁目一 四番一四号先(甲 府電気)まで	二三〇	車両	三十	甲府	五一・一 一〇 三八号
-----	----------------	---	-----	----	----	----	-------------------

三七四	市道	甲府市北口二丁目 一五番二六号先(北 口駐車場北西角 丁字路交差点)か ら甲府市北口二丁 目一四番一四号先 (山梨文化学園南 東角丁字路交差点)までの両側	二一〇	車両(けん引 を除く。)	三〇	甲府	平成二五 年二月四 日 告示第一 三三三号
-----	----	--	-----	-----------------	----	----	-----------------------------------

四六四	県道 石和停 車場線	東八代郡石和町松 本一七七番地先(キ ムラヤ石和駅前 店)から東八代郡 石和町松本七二番 地の一先(須田和 美方)まで	二四〇	車両	三十	石和	五一・三 一五 一七号
四六五	町道七 〇号線	東八代郡石和町松 本一、一〇二番地 先(ホテル光城前 交差点)から東八 代郡石和町松本一 、一二五番地先(小 沢薬品前交差点)までの両側	三三五	車両(けん引 を除く。)	三〇	石和	平成一三 年六月七 日 告示第二 三三三号

に	を	に	を	に	を	に	を	に	を
	四七三		四七三		四六五		四六四		四六四
	県道下 神内川 石和温 泉停車 場線 県道一 宮山梨 線		県道 下神内 川石和 停車場 線		削除		削除		削除
	笛吹市春日居町桑 戸五三一番地先 (落合跨線橋南交差 点)から笛吹市石 和町駅前一九番地 五先(石和温泉駅 前交差点)までの 両側		東山梨郡春日居町 桑戸五三一番地先 (代永方)から東 八代郡石和町松本 一、〇三四番地先 (須田組駐車場) までの両側						
	三、五〇〇		二、九〇〇						
	車両(原付・けん引を除く)		車両(原付・けん引を除く)						
	四〇		四〇						
	笛吹		石和 部下		笛吹		笛吹		笛吹
	平成二五年二月四日告示第一三三号		平八・一〇・一七告示第四七号		平成二五年二月四日告示第一三三号		平成二五年二月四日告示第一三三号		平成二五年二月四日告示第一三三号

に	を	に	を	に	を	に	を	に	を
	一、五		一、四 六六		一、四 六六		一、四 六六		一、四 六六
	県道 南アルプス 中央線 (新山梨環状 道路・外回り 線一般道との接続 部)まで		市道		市道		町道 一号線		町道 一号線
	南アルプス市寺部 二、四五〇番地一 先(県道南アルプ ス中央線一般		南アルプス市鏡中 條二、一一一番地 先(新山梨環状道 路二車線区間始 点)から南アルプ ス市寺部二、四五 〇番地一先(県道 南アルプス中央		笛吹市石和町駅前 一九番地五先(石 和温泉駅前交差 点)から笛吹市石 和町松本四一五番 地先(彩甲斐橋南 詰交差点)までの 両側		東八代郡石和町松 本一八八番地先 (富士屋おみやげ 店北側)から東八 代郡石和町松本四 一五番地先(彩甲 斐橋南詰交差点) までの両側		東八代郡石和町松 本一八八番地先 (富士屋おみやげ 店北側)から東八 代郡石和町松本四 一五番地先(彩甲 斐橋南詰交差点) までの両側
	二、五五〇		一九〇		一九〇		一九〇		一九〇
	自動車		車両(原付・けん引を除く)		車両(原付・けん引を除く)		車両(原付・けん引を除く)		車両(原付・けん引を除く)
	六〇		四〇		四〇		四〇		四〇
	南アルプス		笛吹		笛吹		石和		石和
	平成二二年四月八日告示第三七号		平成二五年二月四日告示第一三三号		平成二五年二月四日告示第一三三号		平一〇・四・三〇告示第二三三号		平一〇・四・三〇告示第二三三号

		に、		を			
一、六 七	県道 南ア ルプス	中央市成島二、〇 八二番地先(新山 梨環状道路四車線 路一車線区間始 点)まで	三、三〇〇	自動車	七〇 ただ し、	南 甲 府 南 ア	平成二二 年七月九 日
一、六 七〇	県道 南ア ルプス	中央市臼井阿原一 、九〇三番地一五 先(新山梨環状道 路四車線区間始 点)から中央市成島 一、二七五番地一 先(新山梨環状道 路一車線区間始 点)まで	三、七〇〇	自動車	七〇 ただ し、 異常 気象 時等 は五 〇と する	南 甲 府	平成二二 年七月九 日 告示第六 八号
一、五 三三	削除					南 甲 府 南 ア	平成二五 年二月四 日 告示第一 三号
一、五 三一	削除					南 ア ル プ ス	平成二五 年二月四 日 告示第一 三号
		(新山 梨環状 道路・ 内回り)			気象 時等 は四 〇と する	ス	七号
		道との接続部)か ら中央市臼井阿原 一、九〇三番地一 五先(新山梨環状 道路四車線区間始 点)まで					

		に、		を			
一、七 一九	国道二 〇号下 り線分	甲斐市下今井三、 四八〇番地二先(一 般道との接続部)まで	三〇〇	車両(原 付・けん 引)	三〇	南 甲 府 南 ア	平成二四 年一月二 二日
一、六 七	県道 南ア ルプス	中央市成島二、〇 八二番地先(新山 梨環状道路四車線 区間始点)から南 アルプス市寺部二 、四五〇番地一先 (県道南アル プス中央線一般道 との接続部)まで	五、四五〇	自動車	七〇 ただ し、 異常 気象 時等 は五 〇と する	南 甲 府	平成二五 年二月四 日 告示第一 三号
一、六 七〇	県道 南ア ルプス	中央市成島二、〇 八二番地先(新山 梨環状道路二車 線区間始点)まで	六、二五〇	自動車	七〇 ただ し、 異常 気象 時等 は五 〇と する	南 甲 府 南 ア ル プ ス	平成二五 年二月四 日 告示第一 三号
		(新山 梨環状 道路・ 外回り)			異常 気象 時等 は五 〇と する	ス	告示第六 八号
		区間始点)から南 アルプス市鏡中條 二、一一一番地先 (新山梨環状道路 二車線区間始点) まで					

岐路	分岐路入口) から 甲斐市下今井六四 七番地一先(国道 二〇号下り線分岐 路出口)までの間		を除く)		告示第一 二五号
----	---	--	------	--	-------------

一九七	国道二 〇号下 り線分 岐路	甲斐市下今井三、 四八〇番地二先(国 道二〇号下り線 分岐路入口)から 甲斐市下今井六四 七番地一先(国道 二〇号下り線分岐 路出口)までの間	三〇〇	車両(原付・ けん引を 除く)	三〇	甲斐	平成二四 年一月 二二日 告示第一 二五号
一〇七	市道増 坪一 号線	甲斐市増坪町七〇 七番地一先(市道 同士の三差路交差 点)から甲斐市上 町九三五番地先(環 境センター西交 差点)までの両側	九六〇	車両(原付・ けん引を 除く)	四〇	南甲 府	平成二五 年二月 四日 告示第一 三三号

に改める。
別表第十四の二中

二	甲府駅 周辺土 地区画 整理三 号線	甲府市北口二 丁目一五番四 号先(県立図 書館北交差点)、甲府市北 口二丁目一五 番二六号先(丁 字路交差点)、甲府市北 地区画 整理七	二〇〇	車両(けん 引を 除く)	三〇	甲府	平成二四 年一月 二二日 告示第一 二五号
---	--------------------------------	--	-----	--------------------	----	----	-----------------------------------

号線	口二丁目八番 先(山梨文化 会館前交差点)、甲府市北 口二丁目一〇 番二号先(甲 府駅北口交差 点)の主要地 方道甲府山梨 線及び市道に 囲まれた区域 内の全ての道 路
----	---

二	甲府駅 周辺土 地区画 整理三 号線	甲府市北口二 丁目一五番四 号先(県立図 書館北交差点)、甲府市北 口二丁目一五 番二六号先(丁 字路交差点)、甲府市北 口二丁目八番 先(山梨文化 会館前交差点)、甲府市北 口二丁目一〇 番二号先(甲 府駅北口交差 点)の主要地 方道甲府山梨 線及び市道に 囲まれた区域 内の全ての道	二〇〇	車両(けん 引を 除く)	三〇	甲府	平成二四 年一月 二二日 告示第一 二五号
---	--------------------------------	--	-----	--------------------	----	----	-----------------------------------

を

四		三		路
市道		市道		
甲斐市竜王二、三二一番地	の国道一四〇号、県道甲府精進湖線、市道に囲まれた区域内の全ての道路	甲府市上曾根町一、二四八番地先(中道橋南詰交差点北東側丁字路交差点)、甲府市上曾根町三、一九〇番地一先(乱橋北詰)、甲府市上曾根町三、二〇二番地先(上曾根交差点)、甲府市上曾根町三、三六八番地先(甲府南IC北側カルバートボックス北側十字路交差点)、甲府市上曾根町三、二〇六番地二先(中道北小学校西側三差路交差点)の国道一四〇号、県道甲府精進湖線、市道に囲まれた区域内の全ての道路	一、八四五	
四、二〇〇		三三・四四		
二〇・		車両(けん引)	除く	
三〇		三〇		
葺崎		南甲府		
平成二五年二月四日		平成二五年二月四日	告示第一三三号	

五				
町道				
南都留郡西桂町小沼一、三八一番地先(の市道に囲まれた区域内の全ての道路	三先(市道同士の十字路交差点)、甲斐市竜王三三七三番地先(ドラゴンパーク南西側三差路交差点)、甲斐市竜王四六〇番地先(竜王北中学校グラウンド南西側丁字路交差点)、甲斐市竜王五三一番地先(竜王一区交差点)、甲斐市竜王六三二番地五先(慈昭寺南西角丁字路交差点)、甲斐市竜王六四〇番地一先(市道同士の十字路交差点)、甲斐市竜王二、三四一番地一先(市道同士の丁字路交差点)の市道に囲まれた区域内の全ての道路	二、五〇五	
六七		一七・		
けん引		けん引	除く	
三〇		三〇		
大月				
平成二五年二月四日		平成二五年二月四日	告示第一三三号	

西桂町消防団 第二分団前三 差路交差点) 、南都留郡西 桂町小沼一、 四一五番地先 (富士見橋北 詰)、南都留 郡西桂町小沼 一、八七四番 地先(西桂小 学校北西角四 差路交差点) 、南都留郡西 桂町小沼二、 七四四番地先 (国道一三九 号と町道との 三差路交差点)の国道一三 九号及び町道 に囲まれた区 域内の全ての 道路	を 除く。	告示第一 三号
--	----------	------------

に改める。
別表第十五中

三三〇	県道 石和停 車場線 町道 石和駅 前線	東八代郡石和町松本 一七七番地先(若美 屋商店前)から東八 代郡石和町四日市場 一八一四番地の一先 (大三元前)までの 両側	一、五六〇	車両	終日	石和	五七・一 二・一六 五四号
-----	-------------------------------------	--	-------	----	----	----	---------------------

を

三三〇	県道石 和温泉 停車場 線 市道	笛吹市石和町駅前一 九番地五先(石和温 泉駅前交差点)から 笛吹市石和町四日市 場一、八一四番地一 先(石和橋西詰交差 点)までの両側	一、五六〇	車両	終日	笛吹	平成二五 年二月四 日 告示第一 三号
-----	------------------------------	---	-------	----	----	----	---------------------------------

四八四	主要地 方道甲 府山梨 線(八 幡バイ パス)	山梨市北三六番地一 先(国道一四〇号と 主要地方道甲府山梨 線との丁字路交差点)から山梨市堀内二 一番地一先(主要地 方道甲府山梨線と市 道との三差路交差点)までの両側	二、〇六〇	車両	終日	日下 部	平成二四 年一月 二二日 告示第一 二五号
-----	--	--	-------	----	----	---------	-----------------------------------

四八四	主要地 方道甲 府山梨 線(八 幡バイ パス)	山梨市北三六番地一 先(国道一四〇号と 主要地方道甲府山梨 線との丁字路交差点)から山梨市堀内二 一番地一先(主要地 方道甲府山梨線と市 道との三差路交差点)までの両側	二、〇六〇	車両	終日	日下 部	平成二四 年一月 二二日 告示第一 二五号
四八五	市道増 坪一号 線	甲府市増坪町七〇七 番地一先(市道同土 の三差路交差点)か ら甲府市上町九三五	九六〇	車両	終日	南甲 府	平成二五 年二月四 日 告示第一

六、三七二	削除		甲府	平成二五年二月四日 告示第一三三号
六、三七三	削除		甲府	平成二五年二月四日 告示第一三三号

六、七三二	市道	甲府市増坪町五八八番地の一先 (内藤進方西側)	南甲府	六一・四・一七一五号
-------	----	----------------------------	-----	------------

六、七三一	市道	甲府市上町一、〇五九番地二先 (環境センター西交差点北側十字路交差点・西進車両)	南甲府	平成二五年二月四日 告示第一三三号
-------	----	---	-----	----------------------

七、五八二	私道	北都留郡上野原町上野原五九二番地先(忠実屋南側)	上野原	六三・一一・一一八号
-------	----	--------------------------	-----	------------

七、五八二	削除		上野原	平成二五年二月四日 告示第一三三号
-------	----	--	-----	----------------------

九、一一九	町道	東八代郡石和町松本二二二番地先(サテイ石和店駐車場北西角、西進車両)	石和	平九・七・二四四告示 第三七号
-------	----	------------------------------------	----	--------------------

九、一一九	市道	笛吹市石和町駅前一五番地一先 (市道同士の丁字路交差点・西進車両)	笛吹	平成二五年二月四日 告示第一三三号
-------	----	--------------------------------------	----	----------------------

一〇、一八二	町道七号線	東八代郡石和町松本一、〇三六番地先(しんとみ東側・北進車両)	石和	平成一三年六月七日 告示第一三三号
--------	-------	--------------------------------	----	----------------------

一〇、一八二	市道	笛吹市石和町駅前八番地三先(松本踏切南側十字路交差点・北進車両)	笛吹	平成二五年二月四日 告示第一三三号
--------	----	----------------------------------	----	----------------------

一〇、四九七	町道	東八代郡石和町松本一、〇六六番地の一先(石和駅前郵便局南側・北進車両)	石和	平成一四年一月一〇日 告示第五七号
--------	----	-------------------------------------	----	----------------------

一〇、四九七	市道	笛吹市石和町駅前七番地七先(石和駅前郵便局南側丁字路交差点・北進車両)	笛吹	平成二五年二月四日 告示第一三三号
--------	----	-------------------------------------	----	----------------------

一〇、六三二	町道新天狗沢大久保線	中巨摩郡敷島町大久保九二番地先(町道天狗沢大久保線との丁字路交差点・北進車両)	甲府	平成一五年七月二四日 告示第五一七号
--------	------------	---	----	-----------------------

一〇、六三一	市道	甲斐市大久保二六四番地（大神橋東側丁字路交差点・南進車両）	葺崎	平成二十五年二月四日 告示第一三三号
--------	----	-------------------------------	----	-----------------------

一〇、九二七	市道	笛吹市石和町松本一、四〇九番地の五先（労報橋北交差点・東進車両）	笛吹	平成一七年四月二八日 告示第三七号
--------	----	----------------------------------	----	----------------------

一〇、九二七	市道	笛吹市石和町駅前一〇番地四先（労報橋北詰十字路交差点・東進車両）	笛吹	平成二五年二月四日 告示第一三三号
--------	----	----------------------------------	----	----------------------

一〇、九五〇	市道五 四二号 線（石 和地内	笛吹市石和町松本一、一〇四番地先（コミュニティ道路東側広場交差点南側・南進車両）	笛吹	平成一七年六月一六日 告示第五五号
--------	--------------------------	--	----	----------------------

一〇、九五〇	市道	笛吹市石和町駅前六番地一四先（石和温泉駅前交差点東側丁字路交差点・南進車両）	笛吹	平成二五年二月四日 告示第一三三号
--------	----	--	----	----------------------

一一、〇四一	市道（ 石和温 泉駅前	笛吹市石和町松本一七一番地一先（北進車両）	笛吹	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
--------	-------------------	-----------------------	----	----------------------

	区画道 路二 号 線			
--	---------------------	--	--	--

一一、〇四一	市道（ 石和温 泉駅前 区画道 路二号 線）	笛吹市石和町駅前三番地三先（石和温泉駅前交差点東側丁字路交差点・北進車両）	笛吹	平成二五年二月四日 告示第一三三号
--------	---------------------------------------	---------------------------------------	----	----------------------

一一、二六六	市道	笛吹市石和町松本一七七番地一先（石和温泉駅前広場中央・西進車両）	笛吹	平成二〇年五月八日 告示第五八号
--------	----	----------------------------------	----	---------------------

一一、二六六	市道	笛吹市石和町駅前一九番地二先（石和温泉駅前広場中央・西進車両）	笛吹	平成二五年二月四日 告示第一三三号
--------	----	---------------------------------	----	----------------------

一一、五一三	市道	笛吹市石和町松本一、一一八番地先（丁字路交差点・南進車両）	笛吹	平成二二年七月五日 告示第六六号
--------	----	-------------------------------	----	---------------------

一一、五一三	市道	笛吹市石和町駅前一〇番地六先（労報橋北西側丁字路交差点・西進車両）	笛吹	平成二五年二月四日 告示第一三三号
--------	----	-----------------------------------	----	----------------------

一一、五二六	市道	甲府市上町一、〇四七番地二先 (十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二二年一月十五日 告示第一一六号
一一、五二六	市道	甲府市増坪町五八一番地一先 (環境センター西交差点北側十字路交差点・東進車両)	南甲府	平成二五年二月四日 告示第一三三三号
一一、六六〇	市道	甲州市塩山上粟生野一番地先 (玉宮地区幹線農道と市道との十字路交差点・東進車両)	日下部	平成二四年一月二日 告示第一二五五号
一一、六六〇	市道	甲州市塩山上粟生野一番地先 (玉宮地区幹線農道と市道との十字路交差点・東進車両)	日下部	平成二四年一月二日 告示第一二五五号
一一、六六一	市道田 富二〇 二九号	中央市東花輪五八二番地一二先 (JR東花輪駅前ロータリー南西側丁字路交差点・南進車両)	南甲府	平成二五年二月四日 告示第一三三三号
一一、六六二	市道田 富二〇 二九号	中央市東花輪八八八番地先(JR東花輪駅前ロータリー出口・西進車両)	南甲府	平成二五年二月四日 告示第一三三三号
一一、六六三	町道区 画道路 六四号	中巨摩郡昭和町飯喰一、三四四番地一先(飯喰交差点南側十字路交差点・東進車両)	南甲府	平成二五年二月四日 告示第一三三三号
一一、六六四	町道区 画道路 六四号	中巨摩郡昭和町常永土地区画整理地内九四街区三画地先(飯喰南交差点東側十字路交差点・南進車両)	南甲府	平成二五年二月四日 告示第一三三三号
一一、六六五	町道区 画道路 六四号	中巨摩郡昭和町常永土地区画整理地内九七街区七画地先(飯喰南交差点東側十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二五年二月四日 告示第一三三三号
一一、六六六	市道	南アルプス市飯野三、七五九番地五先(巨摩共立病院西側十字路交差点・南進車両)	南アルプス	平成二五年二月四日 告示第一三三三号
一一、六六七	市道	南アルプス市寺部一、九二四番地一先(新山梨環状道路と市道との丁字路交差点・北進車両)	南アルプス	平成二五年二月四日 告示第一三三三号
一一、六六八	市道	南アルプス市寺部一、八七二番地四先(實成寺北東側十字路交差点・南進車両)	南アルプス	平成二五年二月四日 告示第一三三三号
一一、六六九	市道	甲斐市下今井三、四七五番地先(中部横断自動車道富士川橋東側十字路交差点・南進車両)	南アルプス	平成二五年二月四日 告示第一三三三号
一一、六七〇	市道	甲斐市下今井三、四八八番地一先(中部横断自動車道富士川橋東側十字路交差点・北進車両)	南アルプス	平成二五年二月四日 告示第一三三三号
一一、六七二	町道	甲斐市大久保一七二番地一先(大神橋北詰丁字路交差点・北進車両)	南アルプス	平成二五年二月四日 告示第一三三三号
一一、六七二	町道	南都留郡富士河口湖町勝山五、〇六九番地先(市道同士の十字路交差点・東進車両)	南アルプス	平成二五年二月四日 告示第一三三三号

一一、六七三	町道	南都留郡富士河口湖町勝山五、〇九一番地一先(市道同士の十字路交差点・西進車両)	富士吉田	平成二五年二月四日	告示第一三三三
一一、六七四	県道梁川猿橋線	大月市猿橋町藤崎一、六八一番地先(県道梁川猿橋線のバイパスと旧道との三差路交差点・北進車両)	大月	平成二五年二月四日	告示第一三三三

に改める。
別表第十七中

九二	市道 北口二丁目二号線	甲府市北口二丁目九番先(ダイイチファミlico 甲府店南東角)から甲府市北口二丁目九番一一号先(甲府北口二郵便局前)までの両側	五七	車両	終日	甲府 平四・八 ・六 三二号
九三	市道 北口二丁目一号线 (山梨文化会館西側 館西側 通り)	甲府市北口二丁目六番先(山梨文化会館西側)から甲府市北口二丁目一番号先(山梨県甲府合同庁舎南側)まで	八〇	車両	終日	甲府 五五・八 ・一一 三五号

を

九二	削除					甲府 平成二五年二月四日 告示第一
----	----	--	--	--	--	-------------------------

九三	削除					甲府 平成二五年二月四日 告示第一三三三
----	----	--	--	--	--	----------------------------

に

九六	市道 日向町線	甲府市北口二丁目一五番一号先(鈴木幾蔵方)から甲府市北口二丁目一四番一四号先(甲府電気)までの両側	一一〇	車両	終日	甲府 五一・一 ・一〇 三八号
----	------------	---	-----	----	----	--------------------------

を

九六	市道	甲府市北口二丁目一五番二六号先(北口駐車場北西角丁字路交差点)から甲府市北口二丁目一四番一四号先(山梨文化学園南東角丁字路交差点)までの両側	一一〇	車両	終日	甲府 平成二五年二月四日 告示第一三三三
----	----	--	-----	----	----	----------------------------

に

二四三	県道 石和停車場線	東八代郡石和町市部一、一一〇番地の一先(東電営業所)から	八〇〇	車両	終日	石和 五〇・二 ・一一 七号
-----	--------------	------------------------------	-----	----	----	-------------------------

二四四	県道 石和停 車場松 本線	東八代郡石和町 松本一八八番地 先(小林隆保方)までの両側	五〇〇	車両	終日	石和	平成二五 年二月 六 二二 号
-----	------------------------	---	-----	----	----	----	-----------------------------

二四三	県道石 和温泉 停車場 線	笛吹市石和町市 部一、一〇番 地一先(石和温 泉駅入口交差点)から笛吹市石 和町駅前一九番 地五先(石和温 泉駅前交差点) までの両側	八〇〇	車両	終日	笛吹	平成二五 年二月 四 日 告示第一 三号
二四四	県道下 神内川 石和温 泉停車 場線	笛吹市石和町駅 前一九番地五先 (石和温泉駅前 交差点)から笛 吹市石和町駅前 一番地三先(松 本踏切南側十字 路交差点)まで の両側	五〇〇	車両	終日	笛吹	平成二五 年二月 四 日 告示第一 三号

一、〇九二	町道 一号線	東八代郡石和町 松本一八八番地 先(富士家おみ やげ店北側)か ら東八代郡石和 町松本七〇一番 地の一先(彩甲 斐橋北詰交差点)までの両側	三七〇	車両	終日	石和	平成二五 年二月 四 日 告示 第二二 号
一、〇九三	町道	東八代郡石和町 松本二二番地 先(「小林愛則 」方東側)から 東八代郡石和町 松本二五番地 先(「シヨッピ ン グセンター南東 角)までの両側	三五〇	車両	終日	石和	平成二五 年二月 四 日 告示 第一四 号

一、〇九二	市道	笛吹市石和町駅 前三番地三先(石 和温泉駅前交 差点)から笛吹 市石和町松本七 〇一番地一先(彩 甲斐橋北詰交 差点)までの両 側	三七〇	車両	終日	笛吹	平成二五 年二月 四 日 告示第一 三号
一、〇九三	市道	笛吹市石和町松 本二二番地一 〇先(石和温泉 駅前公園南西側 丁字路交差点)	三五〇	車両	終日	笛吹	平成二五 年二月 四 日 告示第一 三号

		から笛吹市石和町駅前一六番地六先(石和温泉駅南交差点北側丁字路交差点)までの両側				
一、三四九	市道	笛吹市石和町松本一七七番地八先(石和温泉駅前広場)	二〇〇	車両	終日	笛吹 平成二〇 年五月八 日 告示第五 八号
一、三四九	市道	笛吹市石和町駅前一九番地二先(石和温泉駅前ロータリー)	二〇〇	車両	終日	笛吹 平成二五 年二月四 日 告示第一 三号
一、三七六	主要地 方道甲 府山梨 線(八幡 バイ パス)	山梨市北三六番地一先(国道一四〇号と主要地 方道甲府山梨線との丁字路交差点)から山梨市堀内二一番地一先(主要地 方道甲府山梨線と市道との三差路交差点)までの両側	二、〇六〇	車両	終日	日下 平成二四 年一月 二二日 告示第一 二五号

一、三七七	市道増坪一号	甲府市増坪町七〇七番地一先(市道同士の三差路交差点)から甲府市上町九五番地先(環境センター西交差点)までの両側	九六〇	車両	終日	南甲 府 平成二五 年二月四 日 告示第一 三号
一、三七八	市道田富二〇二九号線	中央市東花輪五八二番地一二先(JR東花輪駅前ロータリー入口)から中央市東花輪八八番地先(JR東花輪駅前ロータリー出口)までの両側	三〇	車両	終日	南甲 府 平成二五 年二月四 日 告示第一 三号
一、三七九	市道田富二〇	中央市布施一、四三〇番地一先	二二五	車両	終日	南甲 府 平成二五 年二月四
一、三七六	主要地 方道甲 府山梨 線(八幡 バイ パス)	山梨市北三六番地一先(国道一四〇号と主要地 方道甲府山梨線との丁字路交差点)から山梨市堀内二一番地一先(主要地 方道甲府山梨線と市道との三差路交差点)までの両側	二、〇六〇	車両	終日	日下 部 平成二四 年一月 二二日 告示第一 二五号

二九号	(市道同士の丁字路交差点)から中央市東花輪五八二番地四先(JR東花輪駅前)タリ南西側丁字路交差点)までの両側	告示第一号
-----	--	-------

に改める。
別表第十九中

一三四	県道 身延本 栖線	南巨摩郡身延町梅平四、〇二六番地の三先(大野トンネル北側)から南巨摩郡身延町大野三四八番地の二先(大野歩道トンネル南側)までの歩道(二五〇メートル)	南部 平一・一・二八 告示 第六号
-----	-----------------	--	----------------------------

を

一三四	町道	南巨摩郡身延町梅平四、〇二六番地三先(大野トンネル北側)から南巨摩郡身延町大野三四八番地二先(大野トンネル南側)までの歩道(二〇〇メートル)	南部 平成二五年二月四日 告示第一三三号
-----	----	--	----------------------------

に改める。
別表第三十の二中

一五	市道	笛吹市石和町松本一七七番地八先(石和温泉駅前広場西側)タクシ乗降場、路線バス乗降場五〇メートル区間の内の道路標示によって区画された部分)	終日 タクシ 路線バス 笛吹 平成二〇年 五月八日 告示第五八号
一六	市道	笛吹市石和町松本一七七番地	終日 市営路 笛吹 平成二〇年

一五	市道	八先(石和温泉駅前広場東側)路線バス乗降場一五メートル区間の内の道路標示によって区画された部分)	線バス 告示第五八号
----	----	--	---------------

を

一六	市道	笛吹市石和町駅前一九番地二先(石和温泉駅前広場東側)路線バス乗降場一五メートル区間の内の道路標示によって区画された部分)	終日 市営路 線バス 笛吹 平成二五年 二月四日 告示第一三三号
----	----	--	--

に

二八	市道	大月市大月一丁目一番一号先(大月駅前広場北側)タクシ乗降場二〇メートル区間の内の道路標示によって区画された部分)	終日 タクシ 大月 平成二四年 六月四日 告示第五八号
----	----	--	--

を

二八	市道	大月市大月一丁目一番一号先(大月駅前広場北側)タクシ乗降場二〇メートル区間の内の道路標示によって区画された部分)	終日 タクシ 大月 平成二四年 六月四日 告示第五八号
二九	市道田	中央市東花輪五八二番地四先	終日 路線バス 南甲 平成二五年

富二〇 二九号 線	三〇 市道	(JR東花輪駅前市道西側・ 路線バス乗降場二三メートル 区間の道路標示によつて 区画された部分)	ス	府	二月四日 告示第一三 号
	終日	中央市東花輪五八二番地一二 先(JR東花輪駅前市道東側 ・路線バス乗降場一八メー トル区間の道路標示によつ て区画された部分)	ス 路線バ	府 南甲	平成二五年 二月四日 告示第一三 号

に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番